

太陽有限責任監査法人

監査品質の向上への取組み



「監査品質の向上への取組み」の内容

本「監査品質の向上への取組み」は、現時点における私たち太陽有限責任監査法人の監査品質の向上のための取組みについて、透明性の確保の観点から資本市場の参加者等の方々に説明するための報告書です。当法人は、公共財の提供者であること、監査の結果に責任を持つこと、社会性・国際性を発揮することを「3つの価値観」を掲げ運営してきました。これからも、この「3つの価値観」に基づき組織や業務管理体制等の整備を進め、さらに強固なガバナンスを構築し、持続的な監査品質の向上に取り組んでいきます。

また、当法人は、2017年7月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用しています。現時点における監査法人のガバナンス・コードに記載の各原則への対応状況については、本報告書の巻末にその概要を説明しています。

1. 総括代表社員からのご挨拶	2
2. 太陽有限責任監査法人の文化と価値観	3
3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織	5
4. 太陽有限責任監査法人の監査品質	10
5. 太陽有限責任監査法人のネットワーク	16
6. 法人概要	18
「品質管理の向上の取組み」について	19



1. 総括代表社員からのご挨拶

私たちは、より善い監査品質を追求し続けることが、資本市場における社会的な基盤として使命を果たすための当法人の唯一のあり方であると考えております。監査品質の向上を図るには、今日の監査に関する諸問題について、監査業務を行う私たち自身が主体的に考え、また、必要と考えられる変革を主導しなければなりません。

当法人では、従来より、監査品質の向上の観点から監査法人の組織・文化、人材の育成・高度化のための人事管理や人材配置、教育・評価制度の見直しに取り組んできました。

その中で特に注力したのは、監査の結果責任に着目したパートナーの意識改革です。当法人が資本市場における社会的な基盤として機能するためには、監査業務における責任を全うするためのパートナーの深い知識と高い意識が不可欠と考えられます。

また、監査法人のガバナンス・コードの採用を契機として、経営機能を強化するため2017年7月より重要事項の意思決定を支援する機関として執行会議を設置し、一方で、経営に対する監督・評価する機能を強化するため、新たに経営評議会を設置いたしました。

本「監査品質の向上への取組み」は、監査品質の向上のための現時点における私たちの取組みをご説明するために発行したものです。当法人の品質向上のための取組みは道半ばであり、様々な課題が残されておりますが、今後も、資本市場におけるステークホルダーの皆様からの社会的な期待に応えられるよう、監査品質の向上のための持続的な活動に取り組んで参ります。

総括代表社員（CEO） 山田茂善



2. 太陽有限責任監査法人の文化と価値観

太陽有限責任監査法人の文化

私たちは、監査品質の向上に正しい姿勢で取り組むため当法人が共有している文化が監査品質の向上のための根底にあるものとして機能しなければならないと認識しています

当法人は、その業務内容を監査証明業務に絞っており、非監査業務は当法人のグループ会社が担うという組織形態をとっています。このような組織形態をとったのは、資本市場における投資家保護を念頭におき、監査品質の向上という唯一の観点から監査法人としてのあらゆる意思決定を持続的に行いうる組織でありたいと考えたためです。

また、私たちは、監査品質の向上のために適している組織規模を常に目指します。適切な規模を有することで生まれる組織的一体感は、経営執行機関が監査品質の向上のために強力なリーダーシップを発揮し、素早く組織全体に浸透させることに役立つと考えています。また、私たちが育んできた組織的な一体感は、監査品質の向上のために必要な積極的で開放的な文化をさらに向上させようとする原動力として存在しています。

太陽有限責任監査法人の「3つの価値観」

私たちは、監査品質の持続的な向上を確かな方向性として位置づけるため、以下の「3つの価値観」を大切にしています。

- 公共財の提供者であること
- 監査の結果に責任を持つこと
- 社会性・国際性を発揮すること

公共財の提供者であること

私たちが提供する監査業務では、資本市場における投資家保護を念頭に正しい監査上の判断基準を持ち続けることが非常に重要となります。私たちは、資本市場における社会的な基盤でなければならず、公共財を提供することが社会的使命であると考えています。

このような社会的使命を果たすには、また、被監査会社との良好な関係を保持することが必要です。被監査会社の適切な開示とガバナンスの強化に貢献するため、積極的に係わることで信頼に応え、結果として、投資家の信頼に応える高品質で有効かつ効率的な監査を提供していきます。

公共財の提供者
であること

監査の結果に
責任を持つこと

社会性・国際性を
発揮すること



2. 太陽有限責任監査法人の文化と価値観

監査の結果に責任を持つこと

私たちは、監査品質の向上のために遵守すべき監査基準の要求事項に積極的に応えていくことが重要と考えています。しかし、監査基準の要求事項への対応が必要十分であったとしても、結果として適切ではない財務諸表が公表され、その利用者である投資家に損害が生じれば、私たちは実施した監査について責任を問われることになります。

私たちは、結果責任を前提に考えるからこそ深度ある監査が実施できるものと認識しています。監査の結果に責任を持つには、全ての監査の実施者が職業的懐疑心を高いレベルで保つ必要があります。

私たちが持つべき職業的懐疑心は、被監査会社を取り巻く経営環境やその事業活動などに強い興味や好奇心を持って行動することではじめて保持し得ると考えています。私たちは、このような監査実施者の行動様式を組織的に支援する仕組みを「組織的懐疑心」(*)という言葉で表現し、これを追求し続けます。

社会性・国際性を持つこと

私たちは、広く社会性・国際性を身に付け、激しく変化するグローバル社会に働きかけ、また、多様なニーズに応えることを大切にしています。社会性や国際性を発揮することで、私たち全員が多面的な成長を遂げ、創造的で柔軟な思考を併せ持てるようになると考えています。

これらの社会性・国際性を重視する姿勢もまた監査品質の向上の観点から意図したものです。全ての監査の実施者が社会性・国際性を志向しながら成長を実感することこそ、監査業務に対する積極的なモチベーションとなり、監査品質の向上を探究する実際の行動として現れてくると考えています。

* 「組織的懐疑心」

太陽有限責任監査法人では、監査法人の構成員の職業的懐疑心を保持・発揮させるための組織としての支援体制、規程や運用ルール、人事機能等を整備することを「組織的懐疑心」という言葉で表し、監査法人の運営を監査品質の向上のための活動そのものと位置づけています。



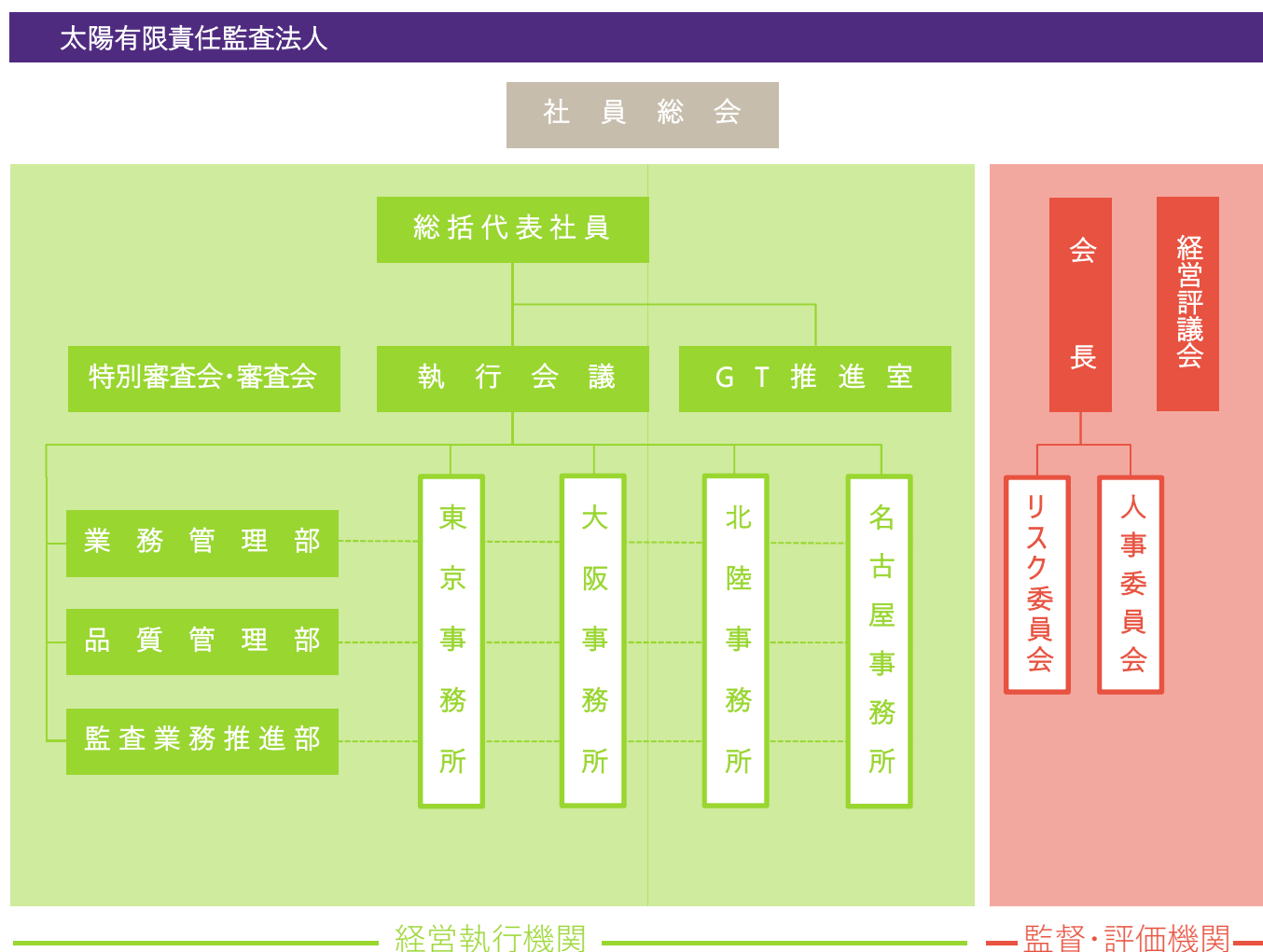
3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

当法人は、出資者である社員（パートナー）が、個別監査業務の指定を受けた社員として業務執行権と無限責任を負い、さらに出資額の範囲で全ての業務に責任を負う有限責任監査法人です。

私たちは、監査品質の向上のための迅速な意思決定を可能にする組織運営を行うことを重視し、法人の経営執行については総括代表社員がこれを担うこととしてきましたが、本年7月1日より、経営執行機能を強化するため、総括代表社員が行う重要事項の意思決定とその執行を支援するための機関として執行会議を設置しました。

また、今回の経営執行機能の強化に併せ、これを監督・評価する機能を強化するため、経営執行機関と監督・評価機関を明確に区分しました。監督・評価機関として、新たに経営評議会を設置し、その構成員に独立性を有する第三者を選任し、経営執行の監視が十分に行われるよう評価・助言を求める体制に移行しました。

組織図



3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

社員総会

当法人において、社員総会は業務執行に関する重要事項を決定し、同時に業務執行権と出資者としての地位を有する社員（パートナー）を監督する最高意思決定機関です。

経営執行機関

総括代表社員

総括代表社員は、代表社員の中から、社員総会によって選任される経営執行機関です。当法人において、社員総会において決定される重要事項以外の経営執行は、総括代表社員が行います。

また、総括代表社員は、当法人の監査品質の管理に関する最終的な責任を負っており、監査品質を第一に考える組織体制としています。

執行会議

経営執行上の重要な意思決定は、総括代表社員が行いますが、総括代表社員が重要事項を決定する際に、協議による十分な検討の機会を確保するため、執行会議を設置しています。執行会議は、総括代表社員及び経営執行に携わる複数の社員で構成され、総括代表社員が重要事項について迅速かつ合理的に決定できるように、重要事項の事前検討や提案・助言等を行う責任を負っています。また、総括代表社員が決定した事項を適時・適切に執行するために必要な支援を行う責任を負っています。

特別審査会・審査会

当法人では、監査業務ごとに審査担当社員を選任していますが、それに加えて、重要な審査事由が存在する場合には、合議制の審査会において監査上の判断について慎重に審査を行う体制としています。

さらに、極めて重要な影響を及ぼす監査上の判断を行う場合などには、特別審査会においてより慎重な審査を実施することとしています。特別審査会の議長及び構成員は、総括代表社員が品質管理部長と協議して指名することとし、個別の監査業務における極めて重要な監査上の判断に関して経営執行機関が主体的に関与する機会を確保しています。



3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

業務管理部

当法人では、監査職員の採用、人事評価、教育研修、監査事務所環境等の整備及び運用に関する役割を担う部門として業務管理部を設置しています。私たちは、全ての監査の実施者に職業的懐疑心を保持・発揮させるための支援体制、規程や運用ルール、人事機能等を整備するための組織活動を「組織的懐疑心」として重視しており、業務管理部は、この「組織的懐疑心」の中核を担っています。

私たちは、監査の実施者が、常に被監査会社の経営環境等に興味を持ち、活力をもって監査業務に取り組むことで監査に必要な職業的懐疑心を発揮することができると考えています。業務管理部は、当法人が、そういった人材の集団であり続けるために、監査の環境を整備・維持する観点から採用・人事評価・教育・事務所環境の整備を行い、同時に業務執行社員（パートナー）等の人材配置について一元的な権限を有することで私たちの組織的一体化の基礎を整備する役割を担っています。

品質管理部

当法人では、品質管理のシステムの整備及び運用に関する役割を担う部門として品質管理部を設置しています。品質管理部は、当法人の監査が監査の基準における要求事項を遵守して実施されるように、品質管理規程、監査マニュアル及び監査ツールの整備・改訂を行います。必要に応じて会計・監査上の検討事項について、監査チームから相談を受け、監査品質を担保しながら、解決に向けた対応を行います。

また、品質管理部は、審査担当社員を選任し、審査会や個別の監査業務の審査の実施状況をモニタリングすること等により、監査業務の審査全般を管理しています。

当法人の品質管理のシステムの監視機能も品質管理部が担っている重要な役割です。品質管理部は、法人全体の品質管理のプロセスが有効に運用されているかどうかを日常的に監視しており、また、個別監査業務の定期的検証（内部点検）も実施しています。

監査業務推進部

当法人では、監査品質の向上のための施策を個別監査業務に浸透させる役割を担う部門として監査業務推進部を設置しています。監査業務推進部は、監査の基準が要求する事項に加え、当法人の監査業務の有効性や効率性向上のための仕組みを検討する役割を担っています。

また、私たちは、品質管理部が監査品質の維持・向上のためにルールを作り、審査や内部点検等による監視活動を行うだけでは、持続的・自律的な監査品質の向上は果たせないと考えています。監査業務推進部は、個別の監査業務の監査環境の実態把握や内部点検・外部レビュー又は検査の結果に応じて、直接、監査チームの監査品質の向上のための支援活動を行うことによって監査品質を個別の監査チームに浸透させる役割を担っています。

GT推進室

被監査会社のグローバル化が当たり前になっている昨今の監査環境を踏まえ、私たちはグローバルに展開する日本企業グループの監査人として主体的に機能し、グループ全体の監査を有効に実施することが重要と考えています。

当法人は、Grant Thornton International Ltd.（グラントソントン）と提携し、そのネットワークファームを利用してグローバルに展開する企業の監査を行っていますが、監査品質の向上のため、さらにグラントソントンとの関係を強固なものとして行く方針です。

GT推進室は、当法人がグラントソントンの中で監査品質の向上のために重要な機能を果たすべく、グローバルな委員会組織への参加、監査の在り方、監査の方法や監査マニュアル、監査ツールの開発などに積極的に関って行くことを通じて、国際的に展開する被監査会社に対する監査の基盤作りを行う役割を担っています。



3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

監査事務所

地区別監査事務所

当法人は、地区ごとに監査事務所を設置しており、現在東京事務所、大阪事務所、北陸事務所、名古屋事務所の4つの監査事務所を有しています。

各監査事務所は、独立した監査部門として機能するのではなく、経営執行機関の下で、監査業務を効果的・効率的に実行するためのユニットとして位置づけられています。各監査事務所では、経営執行機関で決定した監査品質の向上のための人員配置、規程や諸施策をそれぞれの状況に合わせて推進する活動を行います。

このような監査事務所の位置づけは、私たちが、監査品質の観点から、個別の監査業務の業務執行社員（パートナー）や監査の実施者の適切な配置を可能にすることを重視していることの現れです。業務管理部や品質管理部、監査業務推進部といった本部機能と各監査事務所との関係も私たちの「組織的懐疑心」の証です。

さらに、このような事業会社の監査において蓄積した知見を他の公共的な分野の監査に役立てることは私たちが社会的な役割を果たす上で非常に重要なことであると考えています。

業種別組織に対する考え方

当法人では、金融機関などの被監査会社の業種に応じた組織的な監査実施体制の区分を設けていません。特殊な業種の監査については、当該業種の監査に深い経験と知見のある業務執行社員、監査現場責任者及びその他の監査補助者から成る監査チームを構成することで対応しています。

このように業種による組織的な区分をしない理由は、公共性を第一に考えるための私たちの工夫です。金融機関等の特殊な業種で蓄積した考え方や知見は、一般事業会社において公共性を考慮した監査上の判断を行うために非常に有効です。また、新規株式上場のための監査は、被監査会社の価値や事業性を見極め、投資家保護の観点からガバナンスや内部統制の整備について指導・助言する機会となります。



3. 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

監督・評価機関

当法人は、経営執行上の重要な意思決定を行う総括代表社員に対する監督・評価機関として、会長と経営評議会を置いています。

会長は、経営執行に関する総括代表社員からの諮問・協議、リスク委員会及び人事委員会の運営、社員総会の招集・議事運営、ガバナンス機能の強化に関する助言等を通じて経営執行の監督・評価を行います。

経営評議会

経営評議会は、監督・監視機能を担う会長と独立性を有する第三者（＊）で構成されます。経営評議会は、当法人が公益的な役割を果たし、当法人のガバナンスの強化と透明性の確保のため、幅広い見地から経営執行機関に対する助言を行います。

なお、私たちは、資本市場における社会的な基盤として公共財を提供することが社会的使命であると考えており、公益的な視点を強化することを主たる目的として独立性を有する第三者を選任しています。

リスク委員会

当法人では、法人運営上のリスクに関する経営執行の対応を監視するため、リスク委員会を設置しています。

例えば、合併等や重要な組織体制の変更、外部レビュー又は検査の重要な改善勧告等への対応、監査品質に対する資本市場からの信頼に重要な影響を及ぼす可能性のある監査意見の形成、訴訟などの紛争等の重要なリスクが生じた場合、総括代表社員は、当該リスクへの対応プロセス及び対応方針をリスク委員会に諮問します。リスク委員会は、総括代表社員による諮問を通じて、経営執行機関が行う当法人の重要なリスクへの対応を監督・評価します。

人事委員会

当法人では、当法人における重要な人事上の評価に関する経営執行機関の対応を監視するため、人事委員会を設置しています。

例えば、社員（パートナー）の選任、評価及び報酬の決定、業務執行社員の選定、役職者となる社員の選任等に関する意思決定をする際、総括代表社員は、その決定プロセスや決定方針を人事委員会に諮問します。人事委員会は、総括代表社員による諮問を通じて、経営執行機関が行う当法人の重要な人事上の決定への対応を監督・評価します。

＊ 独立性を有する第三者（外部有識者）のご紹介 （50音順）

松島正之 氏

現職

インテグラル株式会社 常勤顧問
株式会社商船三井 社外取締役
日揮株式会社 社外取締役

略歴

1968年 日本銀行入行
1996年 同行 調査統計局長
1998年 同行 理事（国際関係担当）
2008年 クレディ・スイス証券株式会社 会長
2011年 ホ・ストン・コンサルティング・グループ シニア・アドバイザー

宮内 豊 氏

現職

三井住友信託銀行株式会社 顧問

略歴

1981年 大蔵省（現財務省）入省
2010年 主税局審議官
2012年 関東信越国税局長
2013年 財務省関税局長
2016年 内閣官房TPP政府対策本部総括官



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

品質管理のための組織的な取り組み

私たちが考える高品質な監査とは、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守することは当然のこととして、私たちが、常に資本市場における投資家保護を念頭に正しい監査上の判断基準を持ち、また、そのために正しく事実を認識する努力を怠らないことであると考えています。当法人は、持続的に正しく監査上の判断が行えるよう組織や文化を作り人事上の規則、監査業務に関する規程・マニュアルや監査ツールを整備・運用しています。

当法人は、個別の監査チームによる品質管理が監査品質の中核になるものと考えています。そして、品質管理部が品質管理のための仕組みの整備やその活動によってこれを支えます。さらに、当法人の構成員の職業的懐疑心を保持・発揮させるための組織としての支援体制、規程や運用ルール、人事機能等を整備する活動を「組織的懐疑心」という言葉で表し、これを監査品質の持続的な向上のための基盤として位置づけています。

社員（パートナー）の行動規範

私たちは、「パートナーがパートナーとしての役割を果たす」ことを大切に考えています。監査業務に関する基準や規程等に正しく対応していくためには、個別の監査業務に責任を有する社員の行動が鍵となるからです。

社員は、監査に関係する高い知見と高い意識を持つことで初めて正しい行動ができるものと考えられます。当法人では、社員の行動規範を定め、これを実践しています。

社員の行動規範では、社員が会計や監査に関する深く幅広い知識を継続的に身に付けるよう努力し、監査リスクに正しく対応するために常に感度を失うことがないように心がけることが必要とされています。また、監査品質の向上に取り組むためのリーダーシップを発揮し、人の成長を最大限支援することが求められています。さらに、被監査会社の経営者や監査役等との対話を活発に行い、被監査会社のガバナンスの改善や財務上のリスクへの対応といった分野で信頼を得ることを通じて、資本市場における投資家保護のために行動することが求められています。

採用、人材育成及び人事評価の基準

私たちは、監査の実施者が被監査会社を取り巻く経営環境やその事業活動などに強い興味や好奇心を持つことが、職業的懐疑心を発揮するための正しい動機付けになると考えています。同時に、相互に成長を支援する社会性・国際性を有した人材が監査を行う環境があつてこそ、公共財としての監査を社会に提供できるものと考えています。

当法人は、私たちの「3つの価値観」を共有しうる幅広い人材を採用することを重視しています。そのための採用基準を設け、計画的に採用活動を行っています。同時に組織的な採用活動を私たちの価値観を共有する場として位置づけています。

また、採用後の人材育成が私たちの監査品質を支える鍵となると考えており、研修委員会を設置し、当法人の「3つの価値観」の観点から、教育研修のための仕組みの整備や研修の企画・実行を行っています。さらに、職業的専門家としての行動に着目した評価基準を設け、個人の成長支援の観点から、その評価結果をフィードバックし、これをOJTと効果的に組み合わせることで当法人で監査業務を行う一人ひとりの人材を育成することを重視しています。



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

監査に関する規程、監査手法、監査マニュアル

当法人は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して高品質な監査を実施するため、品質管理規程や独立性・職業倫理に関する規程を定めています。また、グラントソントンのネットワークファームとして、グラントソントンが定めた監査手法に加え、日本固有の諸制度を考慮した監査マニュアルを開発・適用しています。

監査ツールと文書化マネジメント

当法人は、監査業務にグラントソントンがグローバルで利用する電子監査調書の作成ツール“Voyager”を利用しています。“Voyager”は、日本の監査基準及び国際監査基準当法人の監査マニュアルを遵守できるように支援します。また、その利用によって監査業務を標準化し、さらに個別監査業務に関するノウハウを蓄積することで、効果的・効率的な監査を実現します。

さらに、当法人では文書化マネジメントを重視しています。監査の全てのフェーズにおいて効果的・効率的な監査手続を実施し、その過程及び結果を確実に文書化できるように監査調書作成支援ツールや自動作表ツールを積極的に利用しています。

業務執行社員（パートナー）のローテーション

業務執行社員のローテーションについては、独立性と職業倫理に関する法令等と遵守する観点から、大会社等の一定規模以上の被監査会社を担当する業務執行社員については、7年交替ルールを採用しています。ただし、上場している被監査会社の筆頭業務執行社員については、公認会計士法の規定に基づき、5年交替ルールを採用しています。

監査チームの構成

私たちは、監査リスクに適切に対応するため、当法人に所属する全ての監査実施者が適材適所の観点から配置され、それぞれの職業的懐疑心が適切に発揮されるように配慮しています。監査実施者の監査チームへの配置は、業務執行社員を含め、業務管理部が一元的に行うこととしており、監査チームを構成するメンバーの選任・交代を組織的に実施できる体制が私たちの強みです。

また、私たちは、全ての監査の実施者が、相互に成長支援をする組織を目指しています。成長の段階に応じた監査業務が実施できるように個別監査業務に携われるように配慮し、個々人の掲げた成長目標を達成し、高いレベルで職業的懐疑心を維持できるように監査チームを構成するように配慮しています。

IT化への対応

これまで、当法人では、主として事務管理の効率化や情報セキュリティの強化の観点からITの利用を促進してきました。今後、監査品質の向上の観点から監査業務全般の効率化を推進するため、より積極的に、また、幅広い領域でIT化を促進して行く必要があると考えています。

現在、さらなる効果的・効率的な監査業務を実施するため、ITを利用した新たな監査ツールの導入準備に着手しています。また、データ・アナリティクスの手法の活用やディープラーニングなど最新のIT技術を利用した新しい監査手法の開発にも取り組んでいきます。当法人では、今後もこういったIT化への取組みを、監査上のリスク評価や不正の兆候の把握の分野に大きな革新をもたらし、また、リスク対応手続の分野においても監査手続の大幅な効率化に役立つものと位置づけ、積極的に検討を進めていきます。



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

監査チームによる品質管理

品質管理に関する業務執行社員（パートナー）の責任

私たちは、「パートナーがパートナーとしての役割を果たす」ことが監査品質を向上させるために特に重要だと考えています。これは、規模の大きな監査法人においても、個々の業務執行社員が最終的な監査の責任者であるという当事者意識を持ち、自律的に監査上の判断をすることの重要性を強く意識することが、監査品質の向上に不可欠と考えているためです。

業務執行社員は、品質管理や独立性・職業倫理に関する規程を遵守し、監査チームのメンバーに対する指示・監督を行い、メンバーが作成した監査調書のレビューに関する責任を負っています。そして、最終的にはすべての監査手続を総括し、適切な監査意見を形成することでその責任を果たします。

私たちは、業務執行社員が、個別の監査業務の監査品質の管理責任と監査意見に関する結果責任を負うことを常に意識し、監査業務を行うことが何よりも重要なことだと考えています。

監査計画の立案と監査手続の実施

監査チームは、業務執行社員の他、監査現場責任者及びその他の監査補助者で構成されています。実際の監査の現場において、高品質な監査を行うには、過去の成功体験や慣例、思い込みにとらわれず、すべての監査チームのメンバーが監査上の課題について自由闊達に議論するための環境が欠かせません。当法人では、すべての監査チームのメンバーが主体的に行動し、相互に尊重・協調しながら行動することを求め、そうした環境の形成、維持に努めています。

個別の監査業務では、業務執行社員のみならず、すべての監査チームのメンバーが、それぞれに蓄積してきた経験や知見を活かし、監査計画の立案や監査手続を実施する役割を担っています。すべての監査チームのメンバーが監査品質を意識し、情報を共有しながらそれぞれの責任を果たすことで、組織的に高品質な監査を実現していきます。

監査調書のレビュー

私たちは、適切に監査計画を立案し、それに基づいて必要十分な監査手続を実施するだけでなく、その結果を確実に文書化することを大切にしています。

監査チームによる文書化の品質管理は、より経験のあるメンバーが経験の浅いメンバーの作成した監査調書をレビューするという原則に基づき、特にレビューの適時性を重視して行っています。また、監査調書をより効果的・効率的にレビューする観点から、文書化の方針を事前に共有することや監査手続の実施手順やその時間管理に注力しています。



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

品質管理部による品質管理

独立性の管理

当法人は、独立性に関する法令及び諸規則並びにグラントソントンの独立性に関する方針を遵守すべく規程を定めており、全ての監査の実施者がこれを遵守していることを品質管理部が確かめることとしています。

法人全体としては、定期的にすべての監査実施者から「利害関係の有無等監査人の適格性に関する確認書」を入手しており、個別監査業務については、監査チームのメンバー及び審査員全員から「独立性に関する誓約書」を入手し、被監査会社からの独立性を確認しています。

また、品質管理部は、倫理・独立性に関する専門的な見解の問合せ窓口を設置しており、必要に応じて倫理・独立性に関する相談に対応しています。

監査業務の支援（研修、通達、専門的な見解の問合せ）

品質管理部は、個別監査業務を支援するため、監査の品質管理に関する規程や監査マニュアルの制定・改廃を行っています。それに加えて、諸規程・マニュアルに準拠した監査の品質管理に関する手続を監査現場へ浸透させるため、定期的・臨時的な監査の品質管理に関する研修を実施したり、品質管理通達を発出することなどにより、個別監査業務を支援しています。

また、品質管理部では、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項などに関する監査チームからの問合せに対応し、専門的な知識、情報及び経験を蓄積するため、専門的な見解の問合せ窓口を設置しています。なお、監査チームが不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合や不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合にも、品質管理部へ相談することとしており、不正リスクへの対応の面でも個別監査業務を支援しています。

監査計画・監査意見の審査

当法人では、品質管理部において個別監査業務の審査全般を管理しており、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、経験・能力や独立性等の審査担当社員（パートナー）の適格性の要件を定め、監査業務ごとに審査担当社員を選任しています。

審査担当社員は、審査事由が生じた場合ばかりでなく、監査チームのミーティングに参加するなど柔軟に監査チームとコミュニケーションを行うことが推奨されており、監査チームによる品質管理が適切に行われる仕組みとしています。

審査担当社員による審査だけでなく、所定の重要な審査事由が存在する場合には、合議制の審査会において監査上の判断について慎重に審査を行う体制としています。さらに、極めて重要な影響を及ぼす監査上の判断を行う場合などには、特別審査会においてより慎重な審査を実施することとしています。

また、相対的に監査リスクが高いと判断される監査業務については、品質管理部において重点的にモニタリングを行う重点モニタリング制度を定めています。重点モニタリングの対象となる監査業務において指定されたモニタリング事由については、原則として合議制の審査会において審査を行う体制としています。



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

品質管理システムの監視

当法人では、品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分に整備され、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理部において品質管理システムの監視に関するプロセスを整備・運用しています。

この監視のプロセスには、監査業務の定期的検証（内部点検）が含まれており、業務執行社員（パートナー）ごとに少なくとも3年に1回は対象となるように、担当する個別監査業務が点検対象として選定されています。

品質管理部は、品質管理システムの監視の結果を、総括代表社員に報告し、また、全ての社員及び職員に対して研修等を通じて報告し、指摘事項の再発防止を徹底しています。

グラントソントンによる品質管理レビュー

グラントソントンのメンバーファームである当法人は、少なくとも3年に1回、グラントソントンの専門チームによる品質管理のシステムの整備・運用状況及び個別監査業務のレビューを受けることとなっています。これはグローバルに統一されたツールを用いて行われ、Grant Thornton Assurance Review（GTAR）と呼ばれています。

品質管理部は、GTARの結果についても全ての社員及び職員に対して研修等を通じて報告し、指摘事項の再発防止を徹底しています。

通報制度

当法人では、監査品質の向上及び法令遵守体制の強化のため、通報制度（いわゆるホットライン）を設置しています。

監査上のリスクとなり得る情報、また不正リスクに関連する情報を受け付けた場合には、当該情報について、総括代表社員及び業務執行社員に適時に伝達されるとともに、業務管理部や品質管理部、監査業務推進部とも共有され、当該情報に関する監査チームの対応が組織的に行われることを担保する体制をとっています。また、必要に応じて調査委員会の設置及び法律顧問の支援体制も整備しています。



4. 太陽有限責任監査法人の監査品質

外部レビュー・検査とその対応

監査法人に対する外部のレビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。当法人は、外部レビュー・検査への対応を重視しており、外部レビュー・検査におけるレビューアや検査官との対話や監査品質に対する指導、指摘事項は、私たちの監査品質向上へ向けた取組みを加速させるものと位置づけています。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会の品質管理レビューは、上場会社等の監査を実施している監査事務所を対象に、3年に1回、ただし、100社以上の上場会社を監査している大手監査法人に対しては2年に1回、通常レビューが行われます。また、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対しては次年度にフォローアップ・レビューが行われます。

監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告といった措置が講じられることがあります。また、上場会社の監査を実施する事務所が登録を義務付けられている上場会社監査事務所登録名簿に、品質管理レビューの結果が開示されたり、名簿への登録の取消し措置がとられることがあります。

当法人は、近年は、2年に1回の通常レビューを受けています。また、当法人は、品質管理レビューの結果、上記のような措置を受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性及び透明性を確保する観点から、金融庁に設置された独立の行政機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するとともに、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等への立入検査を行います。その結果、監査

事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、また監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、その勧告をふまえて、監査事務所に対する戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。

当法人は、金融庁による行政処分を受けたことはありません。

外部レビュー・検査における指摘事項に対する根本原因の究明と対応

当法人は、日本公認会計士協会による品質管理レビューや公認会計士・監査審査会による検査への対応を重視しています。

それらの外部レビュー・検査における指導、指摘事項については、タイムリーにその原因を究明し、同様の或いは類似の不備事項等の発見や再発防止に着手する観点から、外部レビュー・検査の進行中から、社員（パートナー）にその内容を周知し、共有する取組みを行っています。

外部レビュー・検査による指摘事項については、全ての社員・職員に向けた研修の実施や品質管理通達を発出し、必要に応じて監査業務に利用する標準様式への反映などによって、その改善措置や再発防止策を周知し、徹底しています。

また、より重要なことは指摘事項の根本原因の究明とその対応です。指摘事項の直接的な原因等に着目したパターン分けやそこからさらに原因を深掘りしていくことにより、より根本的な原因を究明し、組織運営そのものに結び付けていく取組みを行います。その過程においても、社員の当事者意識が重要であるという認識から、必要に応じて指摘事項を題材とした社員によるディスカッションを行うなど、法人全体として一体的な監査品質向上へ向けた取組みを継続しています。

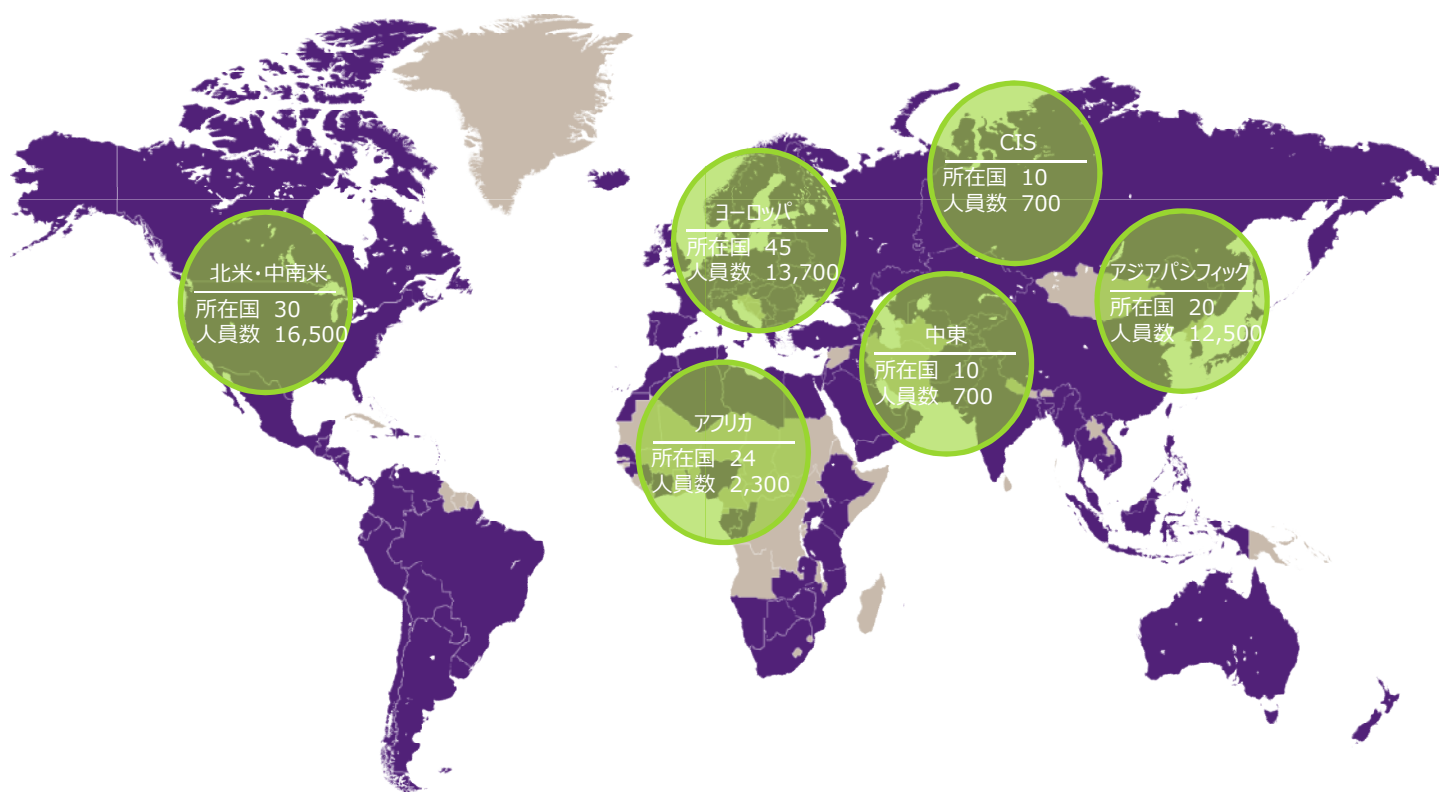


5. 太陽有限責任監査法人のネットワーク

海外メンバーファーム Grant Thornton (グラントソントン) の概要

当法人は、Grant Thornton International Ltd. (グラントソントン) と提携し、そのネットワークファームを利用してグローバルに展開する企業の監査を行っています。私たちは、グ

ローバルに展開する日本企業グループの監査人として主体的に機能できるように、グラントソントンと深く連携し、グループ全体の監査を有効に実施するための体制を整備しています。



当法人は、Grant Thornton (グラントソントン) のメンバーファームです。Grant Thorntonは、監査・保証業務、税務関連業務、アドバイザリーサービスを提供している相互に独立した会計事務所およびコンサルティング会社から構成される世界有数の国際組織です。世界各国のメンバーファームは、世界規模の大企業から比較的小規模なオーナー系企業までの広い範囲に及びクライアントの要望にあったサービスを提供しています。

また、当法人は、日本企業の海外事業展開を支援するため、世界主要都市にジャパン・デスクを設置し、日本人駐在員または日本語対応可能な会計専門家が常駐し、高品質かつきめ細やかなサービスを提供しています。各国のジャパン・デスクと当法人は、一つのファームとしてボーダレスなサービスを提供しています。

拠点数

世界約139カ国・700拠点 (本部 ロンドン)

人員数

約47,000人

監査業務を提供する上場企業数

約2,500社

ジャパン・デスクの数

世界14カ国・21拠点 (シカゴ、ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンフランシスコ、アーバイン、メキシコシティ、ハノイ、ホーチミン、グルガオン、バンコク、クアラルンプール、シンガポール、ジャカルタ、北京、上海、広州・香港、台北、マニラ、ブリスベン、メルボルン)

* 上記は、全て、2017年6月30日現在の情報です



5. 太陽有限責任監査法人のネットワーク

国内ネットワークファームとその事業概要

当法人は、監査品質の向上の観点から、その業務内容を監査証明業務に絞っており、非監査業務については国内ネットワークファームがサービスライン別にその役割を担うことによってクライアントの多様なニーズに応えています。また、国内ネットワークファームの活動は、当法人に会計周辺業務に関する幅広い知見をもたらすとともに、人材交流を通じて個人の人材の成長を支援します。さらに、その知見が監査業務に還元されることで、監査品質の向上にも貢献します。

太陽グラントソントン税理士法人

税務コンプライアンス、連結納税、税務レビュー・セカンドオピニオン、国際税務、移転価格コンサルティング、企業組織再編税務、グループ企業間取引設計、税務訴訟、外国人所得税コンサルティング

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

財務・会計デューデリジェンス、企業価値評価、内部統制関連業務、情報システムコンサルティング、不正調査・フォレンジック業務、事業再編・再生、海外進出支援、経営コンサルティング、中国ビジネス・税務コンサルティング、情報システム導入・運用コンサルティング、業務改革コンサルティング

太陽グラントソントン社会保険労務士法人

給与計算・労働社会保険手続アウトソーシング、雇用契約書・就業規則の作成支援、外国人労働者とコンプライアンス支援、日本人労働者の海外出向支援、企業組織再編労務の支援、労務監査・人事内部監査の支援、システム構築による人事業務改善ソリューション



6. 法人概要

名称

太陽有限責任監査法人

Grant Thornton Taiyo LLC（英文名称）

設立

1971年9月

総括代表社員（CEO）

山田茂善

人員数（2017年6月30日現在）

代表社員・社員	53名
特定社員	1名
職員	
公認会計士	181名
公認会計士試験合格者等	86名
その他専門職	36名
事務職員	43名
合計	400名（非常勤を除く）

所在地

本部・東京事務所

〒107-0052

東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル5階

TEL：(03)5474-0111 FAX：(03)5474-0112

大阪事務所

〒530-0015

大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階

TEL：(06)6373-3030 FAX：(06)6373-3303

神戸オフィス

〒658-0032

兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート8階

TEL：(078)858-9995 FAX：(078)858-9996

名古屋事務所

〒450-0002

愛知県名古屋中村区名駅4-6-23

第三堀内ビル7階

TEL：(052)569-5605 FAX：(052)569-5606

北陸事務所

〒920-0031

石川県金沢市広岡1-1-18 伊藤忠金沢ビル6階

TEL：(076)231-3270 FAX：(076)263-9181

福井オフィス

〒910-0006

福井県福井市中央3-3-21 福井中央ビル3階

TEL：(0776)27-3023 FAX：(0776)26-4331

富山オフィス

〒930-0083

富山県富山市総曲輪4-7-5

TEL：(076)421-7878 FAX：(076)491-1725

被監査会社数（2017年6月30日現在）

金融商品取引法・会社法監査	146社
金融商品取引法監査	9社
会社法監査	96社
信用金庫監査	14社
学校法人監査	46社
その他の法定監査	60社
その他の任意監査	178社
被監査会社合計数	549社



「品質管理の向上への取組み」について

当法人は、2017年7月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用しています。現時点における監査法人のガバナンス・コードに記載の各原則への対応状況の概要は以下のとおりです。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」 対応状況の概要

原則（ガバナンス・コード）の内容		項
（監査法人が果たすべき役割）		
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	2-5
（組織体制）		
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	5-8
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	9
（業務運営）		
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	10-17
（透明性の確保）		
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	19-20

資本市場の参加者等との意見交換について

当法人は、当法人の経営の実効性を確保するため、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の機会を設ける予定ですが、現時点において、どのように意見交換を行うかについて検討中です。



「品質管理の向上への取組み」について

発行日

2017年8月4日

「透明性報告書」の発行予定について

当法人は、監査品質の向上のための現時点における私たちの取組みを説明するため、本「監査品質の向上への取組み」を発行しました。今後も、当法人の監査品質の向上のために新たな施策を実施する予定であり、必要に応じて、本「監査品質の向上への取組み」の内容も改訂していく予定です。

また、当法人は、2017年7月より監査法人のガバナンス・コードの適用を開始いたしましたが、2017年7月から2018年6月までの事業年度に関する当該原則の適用の状況や会計監査の品質の向上に向けた取組みについて説明するため、「透明性報告書」を発行する予定です。

お問い合わせ

太陽有限責任監査法人 業務管理部

〒107-0052

東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル5階

TEL：(03)5474-0111 FAX：(03)5474-0112





太陽有限責任監査法人

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド（GTIL）とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。

